

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

新本庁舎新築工事の火災の影響について

資料 新本庁舎新築工事の火災の影響について

令和5年1月19日

総務企画局

新本庁舎新築工事の火災の影響について

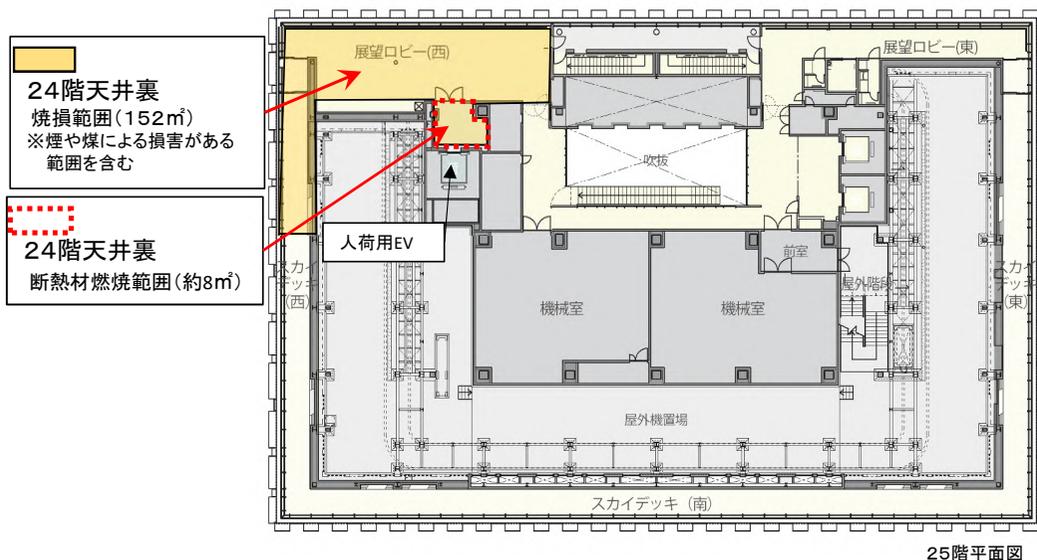
1 火災について

(1) 火災の概要

令和4年10月25日、24階北西側に位置する人荷用エレベーターロビーにおいて、天井の鋼板をガスバーナーにより切断した際に天井裏に敷き込んであった断熱材（ポリスチレンフォーム）に着火し燃焼しました。可燃物である断熱材が目視できない場所でガス切断作業をしたことが要因ですが、このような作業が行われた原因は、本来切断する必要がない鋼板を切断したことによるものでした。

(2) 再発防止策

- ✓ 可燃物を表示した平面図に、作業内容・業者名を記載し、従来から行っていた火気使用届に添付し、元請け業者が火災の危険の有無を確認します。
- ✓ 類似作業では、作業開始前に作業員が切断箇所に印を付け、元請け業者が確認した後に作業を開始します。
- ✓ 作業員とは別に監視員を配置します。
- ✓ 作業所全体で消防訓練を行い、通報・連絡体制や避難の手順を再確認しました。



2 火災の被害の調査

(1) 火災による被害の調査

第三者検査機関により以下の調査を実施しました。

1次調査 10月27日～ 10月28日	①現状を保存した状態で、部材に生じた温度を目視により推測する調査 ②煤等の清掃及び不要な部材（鋼板等）の撤去 ③②により構造材の目視が可能となった部分の目視調査
2次調査 11月2日～ 12月14日	④変形量の計測 ⑤非破壊検査による材料試験 ⑥非構造部材の目視調査 ⑦コンクリート及び鋼材の一部を抜取り、各種材料試験

(2) 被害の調査結果の評価

第三者検査機関の調査結果と修繕の方向性について、非営利団体の評価機関に検証を依頼し、12月28日に評価を受けました。

(3) 修繕の範囲、施工計画の検討・協議

調査結果や評価を踏まえ、発注者、設計者、施工者間で協議し、修繕範囲・方法を決定しました。

3 調査結果と修繕の方向性

(1) 鉄骨部材

破壊検査、非破壊検査のいずれも強度低下は見られませんが、今後長期にわたり使用する建築物であることを踏まえ、以下の対応としました。

- ・煤が付着した範囲の接合部はボルトを全て交換
- ・若干の変形がある梁（2か所）は再構築
- ・火元に近い柱は構造耐力上重要であるため再構築

(2) コンクリート部材

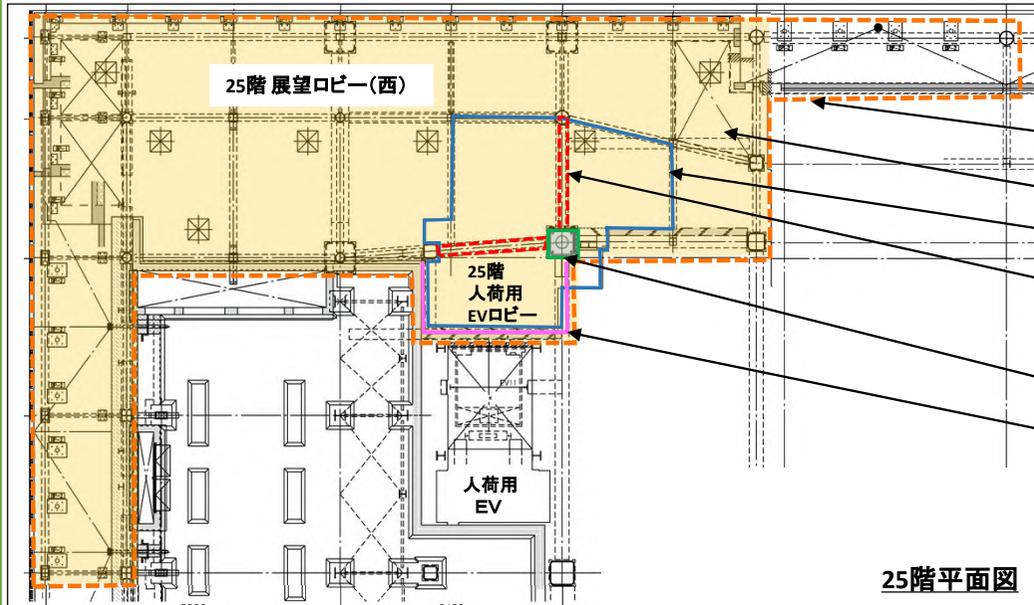
- ・強度低下や損傷等が確認された床は再構築
- ・損傷が確認された壁は増し打ちにより再構築
※増し打ち…既存の壁を壊さずに、厚さ方向に重ねて壁を構築すること

(3) 非構造部材（外装材）

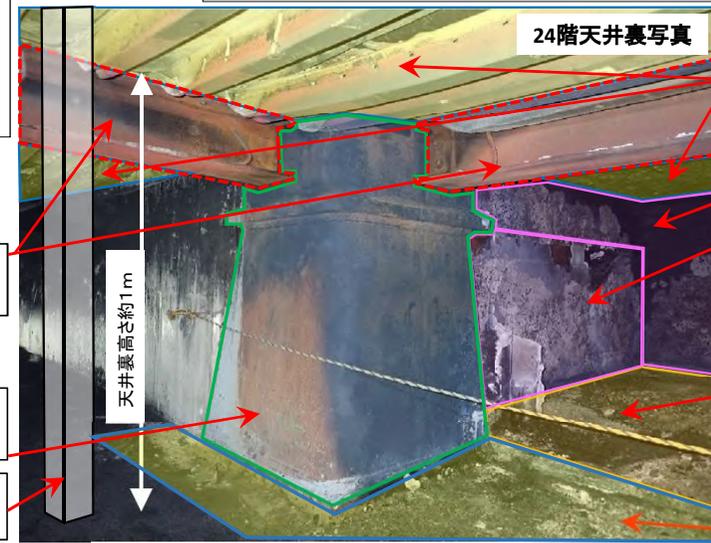
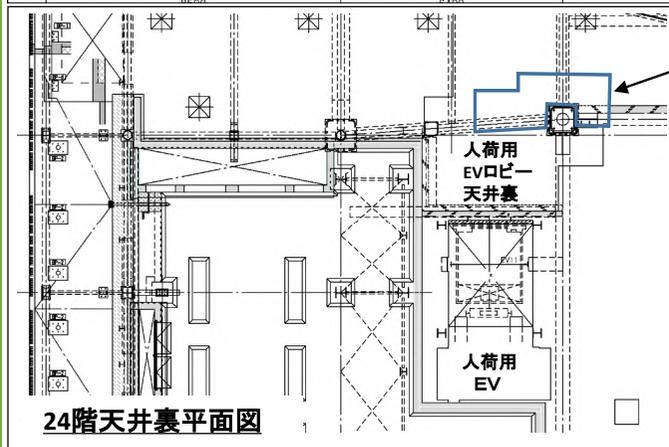
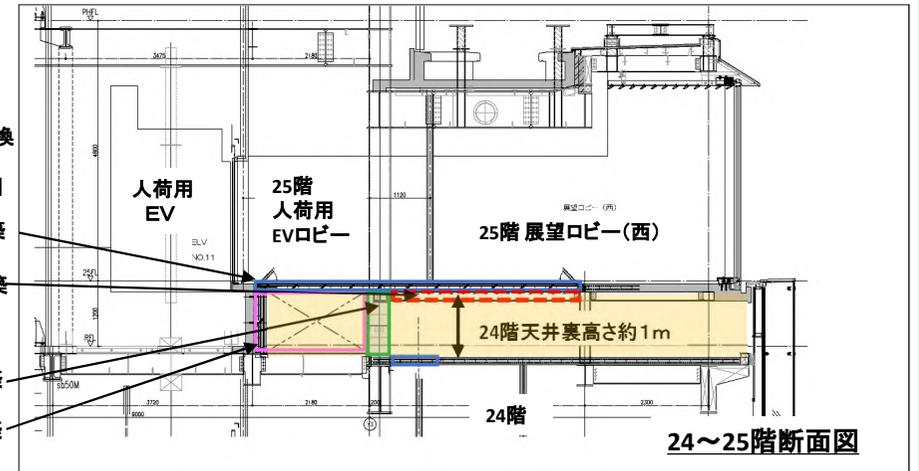
強度低下は無く補修等も必要ありません。

新本庁舎新築工事の火災の影響について

4 火災による影響と修繕箇所



- ボルト交換
- 焼損範囲
- 床再構築
- 梁再構築
- 柱再構築
- 壁再構築



- 25階鉄筋コンクリート床撤去・再構築
- 24階天井裏鉄筋コンクリート壁再構築
- 24階天井裏鉄骨梁側耐火被覆再構築
- 24階天井鋼板撤去
※この鋼板に断熱材を積み上げ、上部25階床のコンクリートを打設した
- 24階天井裏鉄筋コンクリート床損傷部分及び施工上必要な部分を撤去再構築

新本庁舎新築工事の火災の影響について

5 全体スケジュール

- ・令和4年11月11日総務委員会資料から変更はありません。
- ・燃焼した断熱材が敷き込まれていた面積は約8㎡と規模が大きくないこと、焼損範囲である2・4階天井裏は設備の空間であり仕上げ等がほとんど無いことから、全体工程への影響はありません。また、契約金額への影響もありません。

